小型消火器	消第26～15号	26. 6.19	日本ドライケミカル株式会社	東京都港区台場二丁目３番１号
〃	消第26～16号	〃	〃	〃
泡消火薬剤	泡第26～６号	26. 6.30	日新理化産業株式会社	埼玉県川越市大字小仙波685番地６
〃	泡第26～７号	26. 7. 3	株式会社エコケミカルジャパン	大阪府大阪市西区江戸堀１丁目６番17―1305号
小型消火器	消第26～４～１号	〃	ヤマトプロテック株式会社	大阪府大阪市東成区深江北二丁目１番10号
〃	消第26～４～２号	〃	〃	〃
泡消火薬剤	泡第26～４号	26. 7. 9	ニッタン株式会社	東京都渋谷区笹塚一丁目54番５号
〃	泡第26～５号	26. 7.15	第一化成産業株式会社	東京都千代田区神田神保町三丁目７番１号
金属製避難はしご	は第26～８号	〃	株式会社セフ	埼玉県ふじみ野市亀久保1795番地35
〃	は第26～９号	〃	〃	〃
小型消火器	消第24～53～１号	26. 7.17	日本ドライケミカル株式会社	東京都港区台場二丁目３番１号
Ｐ型１級発信機	発第９～２～２号	〃	パナソニック株式会社	大阪府門真市大字門真1006番地
中継器（遠隔試験機能付）	中第26～４号	26. 7.25	ニッタン株式会社	東京都渋谷区笹塚一丁目54番５号
金属製避難はしご	は第26～６号	26. 7.30	株式会社瀬戸興産	愛媛県松山市南吉田町2151―１
〃	は第26～７号	〃	〃	〃
赤外線式スポット型感知器（試験機能付）	感第26～６号	26. 8. 8	能美防災株式会社	東京都千代田区九段南四丁目７番３号
熱アナログ式スポット型感知器（試験機能付）	感第26～７号	〃	日信防災株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目２番４号
一斉開放弁	開第26～１号	26. 8.11	千住スプリンクラー株式会社	東京都足立区千住橋戸町23番地
〃	開第26～２号	〃	〃	〃
小型消火器	消第26～18号	〃	株式会社丸山製作所	東京都千代田区内神田三丁目４番15号
Ｐ型１級受信機（蓄積式）	受第16～２～３号	〃	ニッタン株式会社	東京都渋谷区笹塚一丁目54番５号
小型消火器	消第26～17号	26. 8.15	ヤマトプロテック株式会社	大阪府大阪市東成区深江北二丁目１番10号
〃	消第26～４～３号	〃	〃	〃
〃	消第26～４～４号	〃	〃	〃
〃	消第26～４～５号	〃	〃	〃
〃	消自第26～１号	〃	〃	〃
〃	消第25～８～１号	〃	日本ドライケミカル株式会社	東京都港区台場二丁目３番１号
泡消火薬剤	泡第26～８号	26. 8.22	日新理化産業株式会社	埼玉県川越市大字小仙波685番地６
流水検知装置	流第20～23～１号	26. 8.25	千住スプリンクラー株式会社	東京都足立区千住橋戸町23番地
金属製避難はしご	は第26～10号	〃	株式会社セフ	埼玉県ふじみ野市亀久保1795番地35
小型消火器	消第26～20号	〃	三津浜工業株式会社	東京都大田区東蒲田２丁目19番12号
光電式住宅用防災警報器	住警第26～125号	〃	能美防災株式会社	東京都千代田区九段南四丁目７番３号
定温式住宅用防災警報器	住警第26～126号	〃	〃	〃
小型消火器	消第26～19号	26. 8.29	株式会社丸山製作所	東京都千代田区内神田三丁目４番15号
Ｐ型１級受信機（蓄積式）	受第26～14号	26. 9. 9	パナソニック株式会社	大阪府門真市大字門真1006番地
〃	受第26～15号	〃	沖電気防災株式会社	東京都港区台場二丁目３番１号　トレードピアお台場
小型消火器	消第26～４～６号	〃	ヤマトプロテック株式会社	大阪府大阪市東成区深江北二丁目１番10号
流水検知装置	流第16～13～２号	〃	株式会社立売堀製作所	滋賀県長浜市湖北町小倉280番地
〃	流第16～14～２号	〃	〃	〃
〃	流第18～１～３号	〃	〃	〃
〃	流第23～13～１号	〃	〃	〃
中継器	中第26～６号	〃	ホーチキ株式会社	東京都品川区上大崎二丁目10番43号
光電式スポット型感知器	感第26～８号	26. 9.16	能美防災株式会社	東京都千代田区九段南四丁目７番３号
流水検知装置	流第26～14号	〃	千住スプリンクラー株式会社	東京都足立区千住橋戸町23番地
〃	流第26～15号	〃	〃	〃
中継器	中第26～５号	26. 9.29	日本フェンオール株式会社	東京都千代田区飯田橋１丁目５番10号

○消防庁告示第二号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の二の三並びに第二十六条第二項、第五項第三号ハ及び第六項第三号の規定に基づき、屋内避難階段等の部分を定める件（平成十四年消防庁告示第七号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月十六日　　消防庁長官　坂本　森男

「第六項第三号」を「第七項第三号」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

○消防庁告示第三号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第二十八条の二第二項第四号の規定に基づき、誘導灯及び誘導標識の基準（平成十一年消防庁告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月十六日　　消防庁長官　坂本　森男

第一中「第二項第四号」を「第二項第五号」に改める。

第三の二中「第二十八条の二第二項第四号」を「第二十八条の二第二項第五号」に改める。

第四中「第二十八条の二第二項第四号」を「第二十八条の二第二項第五号」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

○消防庁告示第四号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の三第五項の規定に基づき、消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件（平成元年消防庁告示第四号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月十六日　　消防庁長官　坂本　森男